3　更生計画認可決定確定の日から１年以内に売却等処分できない場合の措置

　更生計画認可決定確定の日から１年を経過したときは、管財人は、更生担保権者の要請があり、かつ管財人が相当と認めるときは、裁判所の許可を得て、売却等処分ができていない各売却更生担保物件をもって、更生担保権者から担保売却等費用（ただし、管財費用を含まない。以下本項において同じ。）の合計額の支払いを受けることと引換えに、各売却更生担保物件に係る確定更生担保権の代物弁済をすることができる。

　この場合、代物弁済の条件は上記１⑵と同様とし、各売却更生担保物件の評価額（代物弁済額）は、財産評定価額から担保売却等費用を控除した金額とする。なお、担保権の順位を同じくする更生担保権者に対し代物弁済するときは、担保権の順位を同じくする各売却更生担保物件に係る被担保債権額（ただし、被担保債権額が極度額を超えるときは、極度額。）の按分割合にて各売却更生担保物件の所有権を更生担保権者に移転するものとする。

4　更生計画認可決定確定の日から２年以内に売却等処分できない場合の措置

　更生計画認可決定確定の日から２年を経過したときは、管財人は、売却等処分ができていない各売却更生担保物件を、裁判所の許可を得て、①当該更生担保権者の指定した者に指定の価格で譲渡するか、②当該売却更生担保物件をもって、更生担保権者から担保売却等費用（ただし、管財費用を含まない。）の合計額の支払いを受けることと引換えに、当該売却更生担保物件に係る確定更生担保権の代物弁済をすることができる。

　①の場合、前記１及び２の定めを適用する。

　②の場合、前記３の定めを適用する。

5　更生計画認可決定日までに売却更生担保物件を売却した場合の措置

　更生計画認可決定日までに裁判所の許可を受けて売却更生担保物件を売却した場合、前記１の規定により当該更生担保権者に対して売却手取額による弁済を行う場合の金額を算出して、当該金額（以下「担保変換額」という。）を銀行預金とし、当該預金債権を目的として当該更生担保権者に対する預金質権を設定して、第３款の定めを適用する。

　ただし、前記１の規定により担保変換額を算出するにあたっては、前記１の規定中「被担保債権額(元本、及び開始決定後１年を経過する時又は認可決定の時のいずれか早い時までの利息損害金をいい、」との記載は、「被担保債権額（元本、及び開始決定後１年を経過する時又は預金質権への変換日のいずれか早い日までの利息損害金をいい、」と読み替えるものとする。

6　担保権の実行手続の特則

　売却更生担保物件のうち会社更生法50条に基づき担保権の実行の禁止を解除する旨の決定がなされた物件を担保権の目的とする更生担保権については、会社更生法51条２項に基づき管財人又は更生会社に交付された金銭（以下「配当等金銭」という。）から担保売却等費用（ただし、管財費用を含まない。以下本項において同じ。）を控除した残金を、配当等金銭の交付後３か月を経過する日と認可決定確定日後３か月を経過する日とのいずれか遅い日までの期間で、管財人が決定する日に、更生計画で定める順位に従い一括弁済する。

　この場合、前記２の定めを適用する（前記２の「売却手取額」を「配当等金銭から担保売却等費用を控除した額」と読み替えるものとする。）。

第２款　リースに係る更生担保権

第１　確定更生担保権

　確定更生担保権　７件
　98万9508円　別表９
　債権者数　７名

第２　権利の変更及び弁済方法

　別表９「更生担保権弁済計画表（リース）」記載のリースに係る更生担保権は、同表記載のとおり、確定更生担保権額の全額を更生担保権弁済日に一括弁済する。

第３款　他の担保権から変換された預金質権にかかる更生担保権

　第１款第２、５の定めにより売却更生担保物件から変換された預金質権に係る更生担保権については、担保変換額につき第１款第２、２の定めによる調整を行った後の金額を、更生担保権弁済日に一括弁済する。

　この場合、第１款第２、２の規定により調整を行うにあたっては、同規定中「売却手取額」との記載は、「担保変換額」と読み替えるものとする。

第３節　優先的更生債権の権利の変更と弁済・納付方法

第１　公租公課

１　確定債権

　届出債権　19件
　9581万9946円及び額未定
　別表10―１
　債権者数　19名

２　権利の変更及び納付方法

　別表10―１の公租公課は、更生手続開始決定日以後同日から起算して１年を経過する日までの間の延滞金等及び更生計画認可決定の日以後完納に至るまでの延滞金等は、その全額につき免除を受ける。

　前記免除後の債権額の全額を第１回更生債権弁済日に一括納付する。

第２　労働債権

１　確定更生債権

　届出債権　１件
　750万円　別表10―２
　債権者数　１名

２　権利の変更及び納付方法

　別表10―２の労働債権は、確定更生債権額の全額を第１回更生債権弁済日に一括納付する。

第３　更生計画認可決定前に退職した従業員に係る退職金請求権の取扱い

　更生計画認可決定前に退職した従業員に係る退職金請求権が会社更生法第140条２項の規定に基づき届け出られた場合において、当該債権が確定したときは、優先的更生債権として確定した全額を一括弁済する。

　この場合、当該債権が第１回更生債権弁済日よりも１か月以上前に確定した場合、第１回更生債権弁済日に弁済し、当該債権が第１回更生債権弁済日の１か月前の日より後に確定した場合には、当該債権が確定した日から１か月以内に弁済する。

第４節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　確定更生債権

　確定更生債権　44件
　34億1571万1216円及び敷金債権額未定　別表11―１及び別表11―２
　債権者数　44名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回弁済

　別表11―１の一般更生債権に対する第１回目の弁済は、確定更生債権額から、更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権（以下「開始後利息損害金」という。）に相当する部分を控除したもの（以下、「弁済対象更生債権額」という。）を対象として、同表記載のとおり、弁済対象更生債権額のうち30万円以下の部分の100％と30万円を超える部分の７％の合計額（以下「第１回弁済金額」という。）を、第１回更生債権弁済日に一括弁済する。